

韓国知的財産ニュース 2013 年 11 月後期

(No. 259)

発行年月日：2014 年 1 月 8 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、11 月 16 日から 30 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 商標法全面改正法律案の立法予告 (11. 20)
- 1-2 従業員による発明が使用できなくなる可能性に注意 (11. 29)

関係機関の動き

- 2-1 特許分類に係る実務グループ会合の開催 (11. 18)
- 2-2 韓国特許庁、「次世代半導体フォーラム」を開催 (11. 19)
- 2-3 韓国知識財産協会がアニュアルコンファレンスを開催 (11. 20)
- 2-4 輸出中小企業のための国際知財権トラブル対応総合対策が発表 (11. 21)
- 2-5 2013 技術移転ロードショーが開催 (11. 26)
- 2-6 特許情報の開放・活用に向けた諮問委員会の発足式を開催 (11. 27)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 台湾のスマホレンズメーカーがサムスンの特許侵害で告訴 (11. 20)
- 3-2 サムスン、特許侵害損害賠償の裁判の中止を要請 (11. 21)
- 3-3 サムスン電子に 3080 億ウォンの賠償命令・・・陪審員評決 (11. 22)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 韓国最大の偽造医薬品販売業者が逮捕 (11. 20)
- 4-2 画面の中のデザインも権利になる (11. 26)

その他一般

- 5-1 韓国特許情報院が分離される (11. 20)
- 5-2 弁理司会、「特許弁護士制度は知財権紛争の先進かに逆行」 (11. 21)
- 5-3 サムスンのユン・ブグン社長「特許訴訟は非生産的な革新」 (11. 27)

法律、制度関連

1-1 商標法全面改正法律案の立法予告

韓国特許庁(2013. 11. 20)

<主要改正事項>

1. 商標の使用主義の補完

1) 商標の使用による識別力認定要件を緩和し、商標使用の結果、需要者において特定人の商品であることが認識された場合、当該商品を指定商品とする商標登録を可能とする。また、当該認識の判断時点を商標登録可否決定時とする。(案 33 条 2 項)

2) 商標権侵害に対する損害賠償請求可能な者について、当該商標を実際に使用した者に限定し、商標ブローカ等による損害賠償請求を排除する。(案 109 条)

3) 同日に 2 以上の商標出願がある場合、出願人による協議による決定を補完し、先に商標を使用した者が登録を受けられるようにする。(案 35 条 2 項)

2. 不合理な慣行排除と公正な商標制度の構築

1) 標章の種類を産業通商資源部令に委任するとともに、に委任商標の定義を簡素化し、サービス票を商標に統合する。(案 2 条)

2) 自己の商号等の使用について、社会通念上の観点から、商標権の効力を制限可能とする。(案 90 条 1 項 1 号)

3) 著名な他人の商品や営業に対し、混同を引き起こしたり、識別力や名声をき損する恐れがある商標について、その登録を防止する著名商標の希釈化防止条項を新設する。(34 条 1 項 10 号)

4) 有名商標に対する無効審判について、すでに形成された市場に影響を及ぼさぬよう、5 年間の除斥期間を規定する。(案 122 条 1 項)

5) 商標の不登録自由の判断時期について、登録可否決定時に変更する。(案 34 条 2 項)

6) 韓国内において商標の使用を準備中であることを知っている者が正当な権原なく当該商標を先に出願する等、信義則に反する商標登録出願の防止規定を新設する。(案 34 条 1 項 19 号、92 条 2 項)

7) 外国商標権について、韓国代理店・販売店等が商標権者に無断で出願した場合、これを不登録事由及び無効自由に変更する。(案 34 条 1 項 18 号)

8) 不使用取消審判の請求人適格を何人にまで拡大するとともに、審判請求日 3 カ月以内のいわゆる駄込み使用を不当な使用として推定し、さらに、当該不使用取消審判が

確定した場合、審判請求日に訴求して権利を消滅させる規定を導入する。(案 119 条 4 項)

3. 商標登録出願人の便宜向上及び規制緩和

1) 先登録・先出願商標と同一又は類似であるとの拒絶を受けた商標出願について、先登録商標権者・先出願商標権者から同意を受けた場合、当該商標について登録を認める商標共存同意制度を導入する。(案 36 条)

2) 願書に記載された指定商品・類区分だけでなく、標章の種類等、明らかな誤記について、審査官が職権で補正できる範囲を拡大する。(案 59 条 1 項)

3) 商標権消滅後 1 年間の出願禁止規定を廃止し、当該消滅後 1 年以内の商標登録を許容する。(案 34 条)

4) 出願人又は権利者が責めを負えない事由により商標に関する手続き、登録料の納付・補てん期間を途過した場合、これを回復することが可能な期間を延長する。(案 18 条、77 条)

5) 商標異議申立に対し、3 人の審査官合議体により審査を行うとともに、職権審査の法的根拠を導入する。(案 62 条、63 条)

6) 商標登録に対する審判請求について、請求後 1 カ月以内に当該審判を取下げた場合、審判請求料を返還する規定を導入する。(案 79 条 1 項 3 号)

7) ニース分類導入により規定した商標分類転換登録の規定について、実効性が消滅したことを受け、同規定を削除するとともに、関連規定を設定する。(案附則 3 条)

8) 多類登録商標権者が一部指定商品に対してのみ権利範囲確認審判を請求した場合、指定商品ごとの審判請求料を算定できるよう根拠規定を導入する。(案 121 条)

9) その他、条文をわかりやすい表現に整備する。

1-2 従業員による発明が使用できなくなる可能性に注意

韓国特許庁(2013. 11. 29)

<改正理由>

従業員などの交渉力及び手続き的な権利を強化し、補償過程に実質的に参加できるようにするほか、大手企業の職務発明補償制度の導入を積極的に誘導することで、企業全体に正当な補償文化を定着させ、知識産業時代の企業競争力と国家競争力を強化し、産業財産権のサービス業の育成及び関連教会の設立根拠を設けて付加価値の高い産業として発展できる土台を構築するとともに、国内の雇用創出に貢献し、発明教育を活性化するため、発明教育センターの設置・運営など、制度的な基盤を整備する一方、国家研究開発事業の遂行過程において作り出した資料の使用拡大及び記録物に対する信頼の確保に向け、研究ノート活用の促進根拠を設けるほか、その他の現制度の運営上の問題を見直すためである。

<主な内容>

二. 正当な職務発明補償文化の拡大(案第 10 条第 1 項、案第 15 条第 2 項・第 3 項、案第 15 条第 4 項の新設、案第 17 条及び 18 条)

1)使用者等が大手企業である場合、承継などを目的とする契約や勤務規定を事前に締結又は作成しない限り、通常実施権を行使できないようにする (案第 10 条第 1 項)。

2)使用者等は、職務発明に対する補償の形態と補償額を決定するための基準、支払方法等が明示された補償規定を作成し、従業員などに文書で知らせなければならない(案第 15 条第 2 項)。

3)使用者等は、補償規定の作成及び変更をするとき、従業員等と協議しなければならないが、従業員等に不利に変更する場合には、従業員等の過半数の同意を得なければならない (案第 15 条第 3 項)。

4)使用者等は、職務発明の補償規定に基づいて決定された補償額等、補償の具体的な事項を文書として知らせなければならない(案第 15 条第 4 項)。

5)使用者等は、職務発明審議委員会を設置・運営することとし、従業員等が職務発明に関連して使用者等と異見がある場合、審議委員会を構成して審議することを要求できるようにする(案第 17 条及び第 18 条)。

(ジェトロソウル注：職務発明に関する改正内容のみ掲載)

関係機関の動き

2-1 特許分類に係る実務グループ会合の開催

韓国特許庁(2013. 11. 18)

韓国特許庁は 11 月 18 日から 5 日間、大田広域市の政府庁舎にて、先進 5 カ国の特許庁の IP5 専門家が集まって「第 9 回 IP5 特許分類実務グループ(WG1)会合」を開催することを明らかにした。

この会合では、韓国、米国、日本、中国及びヨーロッパ特許庁の専門家 25 名が参加し、特許分類体系の発展策について論議する。また、今回の会議では、新技術分野を中心に世界両大の特許分類体系である日本の特許分類 F1 と米 - ヨーロッパ特許分類 CPC の調和方策を模索し、これを国際標準格である国際特許分類 IPC 改正に反映する方策を集中的に論議される。

特許分類とは、特許文献を簡単に検索し活用できるように、特許を技術の特徴に従って区分する分類体系であり、正確かつ素早い特許審査と特許情報の活用において重要な役割を担う。技術トレンドの変化に合わせて毎年特許分類の改正を行っているが、この過程において先進 5 庁の特許分類専門家が集まって行う会合が重要な役割を果たす。

韓国は今回の会合を主催する議長国であり、会議の議題選定、特許分類の改正案の草

案作成及び各国の意見調整などを主導的に遂行する役割を果たす。これを契機に韓国に出願が多くなされる技術及び今後有望な技術の特許分類改正に集中的に反映する予定である。

カン・チュンウォン特許庁特許審査企画課長は、「今回の会合は、主な特許分類間の調和について本格的に論議を開始するという点で大きな意味があり、今後特許分類に関連する国際論議を韓国が主導する契機となるはずだ」と述べた。

2-2 韓国特許庁、「次世代半導体フォーラム」を開催

韓国特許庁(2013. 11. 19)

韓国特許庁は、半導体製造工程業界の従事者に対し、特許権創出の明確な理解と情報を提供するため、11月21日、半導体のメッカとして浮上しているパンギョの韓国半導体産業協会会館にて「次世代半導体フォーラム」を開催すると発表した。

このフォーラムでは、半導体製造工程分野の中小・中堅企業が強力な特許権を創出して特許トラブルに積極的に対応できるよう、国際的な知財権トラブルへの対応策と、政府の支援政策の情報を提供するために設けられた。

技術障壁によって参入企業が少なかったブランクマスクの生産拠点を韓国に構築した(株)S&S テックの勝訴事例や、韓国知識財産保護協会の国際的な知財トラブルへの対応策の紹介、中小企業庁の2014年度の研究開発及びベンチャー支援施策、特許庁(半導体審査課の審査官)の知財権創出案及び半導体分野の特許出願の動向などが発表される予定だ。

最近、特許管理会社(NPE)がM&Aを通じて特許を大量に買い集め、獲得した特許を訴訟に利用していて、韓国の10大輸出品目の一つとされる半導体のシェア率が増加するにつれ、海外企業の厳しいけん制などの背景から、知財専門組織がない国内の中小・中堅企業に対するリスク管理の必要性が指摘されている。

そのため、特許庁、中小企業庁、韓国半導体産業協会は、中小・中堅企業が強い知財権の創出を通じて、R&Dと事業家に集中できるよう、戦略的な知財保護及び獲得策、トラブルへの対応能力の強化、政府R&D資金の活用を連携し、公共の情報を共有できるよう協力の場を設ける計画だ。

特許庁の関係者によると、「フォーラムを通じて中小・中堅企業が知財トラブルへの疲労から脱し、企業の競争力強化のために部署間情報を共有し協力することで、企業にあわせたサービスが提供できるようになって、創造経済の足場を固められる有意義な時間になるのではないかと期待している」と述べた。

2-3 韓国知識財産協会がアニュアルコンファレンスを開催

韓国特許庁(2013. 11. 20)

特許庁と韓国知識財産協会(以下、KINPA)は、11月20日、ソウルで「KINPA アニ

「リアルコンファレンス」を開催すると発表した。米国の特許法改正にともなう韓国企業の出願及びトラブルへの対応など、最近の 이슈と情報を共有し、自国企業の知的財産戦略の確立及び専門性の向上を図るためだ。

KINPA アニュアルコンファレンスは、グローバルにおいて特許トラブルが激しくなっている状況で、最新の知的財産 이슈を共有し、企業間の経営ノウハウを拡大するという趣旨から、2008年初開催の以来、毎年1回開催し、今年6回目を迎えた。毎年、サムスン電子やLG電子、現代自動車など、KINPAの加盟社だけでなく、非加盟社の取締役、公的機関などから約300人が参加している。

今回のコンファレンスでは、国家知識財産委員会のユン・ジョンヨン委員長が参加する予定で、「米国特許法の改正にともなう韓国企業の出願及びトラブルへの対応戦略」というテーマで高麗大学のチョ・ヨンソン教授の司会で4人のパネルが▲制度(法)観点、▲訴訟観点、▲企業観点、▲NPE観点からパネルディスカッションを行う予定だ。

細部のテーマ発表では、パネルディスカッションに参加した専門家がそれぞれのテーマについてより詳しい内容を発表する予定で、そのほかに▲中国の最近の知財権トラブルの事例及び法改正の動向、▲米国裁判所の特許損害賠償額の算定基準及び韓国企業への対応戦略、▲発明新工法の改正が企業に与える影響などを発表する。

今回のコンファレンスでは、今年のベスト特許エンジニア賞の受賞者5人への授賞式も行われる。

キム・ヨンミン長官は、「コンファレンスを通じて、様々な見方から米国の特許法改正にともなう韓国企業への知的財産経営戦略の見直しを図り、能力を高めるきっかけになることを期待している」と述べた。

2-4 輸出中小企業のための国際知財権トラブル対応総合対策が発表

韓国特許庁(2013.11.21)

韓国特許庁は、2013年11月20日に開催された第26回経済関係長官会議において「輸出中小企業のための国際知財権トラブル対応総合対策」を関係部署の合同で上程・確定した。

今回の案件は、トラブル事例を分析し、1)輸出の進行段階別・国家別に合わせた支援、2)中小企業の知財権保護能力の強化、3)知財権保護基盤の構築という3つの課題の対策を確定した。

< 輸出の進行段階別・国別に合わせた支援 >

先進国への輸出を準備している企業の場合、展示会に参加してトラブルに遭ったケースが多いと分析された。実際に、韓国の中小企業B社は、欧州進出のために展示会に参加したが、競合会社の妨害により撤収された。

こうした状況を回避するためには、展示会の参加企業を対象に事前の説明会を開催し、現地の展示会に弁護士を常駐させ、トラブルとなった場合、企業が素早く初動対応でき

るよう支援する。

また、輸入会社が輸出予定の製品について特許トラブルの可能性の検討を求める「特許保証」に対応するため、相手会社の特許を分析する国際知財権トラブルのコンサルタント規模を約 1.4 倍に拡大する予定だ。

先進国に輸出を行っている企業は、特許管理会社(NPEs)とのトラブルが多発していることから、米国での訴訟現状をモニタリングして訴訟された企業に知らせる「NPEs 訴訟のお知らせ」サービスを実施し、共同訴訟された企業同士で協力枠組みを構築させ、教育などの支援を強化する。

途上国への輸出を準備している企業は、商標の無断先登録によるトラブルが多発している。中小企業の C 社は、タイへの輸出を考えていたが、現地の人が無断で先登録して現地のエージェントから輸入・販売を拒否された。

こうした問題を回避するため、海外登録された商標情報の提供を拡大し、海外のオンラインで流通されている模倣品を定期的にモニタリングして韓国企業が販売サイトの閉鎖などの措置が取られるように支援する。

また、途上国に輸出を行っている企業は、模倣品・違法コピーなどによるトラブルに苦しんでいて、製造工場などを対象に調査を行う「侵害調査事業」を拡大するほか、海外の著作権センターを現地の拠点として活用する「現地進出企業インキュベーター」を実施する。

< 知財権保護の能力を強化 >

知財権のトラブルが発生した場合、訴訟費用の一部を補償する知財権訴訟保険を活性化するため、支援規模を約 1.4 倍拡大する予定で、海外における権利確保に向けた出願費用及び資金貸し出しの支援、投資情報、知財権情報を総合提供する「総合貿易情報適用セミナー」を実施する。

中小・中堅企業の警告状への対応力を向上させるためには、約 110 社の専門家による「トラブル対応諮問団」を構成して警告状の法的効力の判断、対応方向など初期段階における対応の諮問を支援する。

一方、外国企業との訴訟対応力を高めるため、知的財産権ファンドを活用する案とともに、仲介緊急機関を通じて訴訟費用を低金利で貸し出しする案が設けられた。

KDB 産業銀行が運営する知的財産権ファンドは、1000 億ウォン規模で、韓国企業が保有している特許をファンドに売却し、専用実施件を確保する代わりに、ファンドと投資企業間で別途契約を結んで、訴訟をファンド面から対応できるようにする。

また、韓国政策金融公社が仲介金融機関を通じて支援するオン・レンディング方式取引は、輸出企業、または優秀な知的財産を保有している企業など、支援資格や企業の事情に応じて、訴訟費用などの運用資金を 1 件当たり最大 60 億ウォンまで支援する。

< 知財権保護の基盤構築 >

韓国政府は、知財委、文化体育観光部、特許庁などの知財権関係部署で構成した「政策協議会」を運営し、部署間の協力案を話し合っただけでトラブルは多発している技術分野の団体と協力体制を構築するなど、企業密着型支援を強化する。

また、海外知識財産センター(IP-DESK)の設置地域を中心に、現地に進出した企業団体と協議体を構成して建議事項や問題点などを聴取し、該当国の政府に伝える。

海外の現地における著作権保護活動を強化するためには、海外文化院内に著作権専門館の派遣を拡大する予定だ。

キム・ヨンミン長官は、「知財権はほかの契約要件とは違って、特許保証などの問題が解決されなければ、輸出交渉が直ちに中止されるほど重要な要素で、現場では「Show stopper」と呼ばれている。今回の対策を通じて知財権トラブルの被害を最小限にすることで、創造経済の下で生まれたわが国製品の輸出拡大に貢献すると期待している」とコメントした。

2-5 2013 技術移転ロードショーが開催

国特許庁(2013. 11. 26)

「創造経済の実現に向けた技術移転と中小企業の事業化への共感」というスローガンで、公的研究機関の優秀な特許技術を中小企業に移転及び事業化する開放型技術革新の場が設けられた。

韓国特許庁と中小企業庁は、政府部署間の隔たりを無くし、大学・公的研究機関が保有している有望な特許技術を中小企業が効果的に活用できるよう、中小企業庁・韓国特許庁が連携して「2013 年技術移転ロードショー」を開催する。

今回の行事は、活用されずに埋もれている大学・公的研究機関の優秀な特許技術を中小企業に移転し、新たな事業化への活路を開拓するため、両機関がタッグを組んだもので、IT, BT, NT, ET など分野別に中小企業への移転が可能な特許技術を韓国特許庁が分類し、中小企業庁は、事前 PR を通じて技術移転を希望する中小企業を募集した。技術供給者(教授、研究員)と技術需要者(中小企業)が一堂に会した場で、技術移転や R&D 支援のための説明会と相談会を開く。

選別された大学・公的研究機関の有望な特許技術と、製品単位の特許ポートフォリオ技術をオンラインから申し込みを受けたが、事前の申し込みができなかった企業も現場で直接相談して移転のためのマッチが成立されるようにする計画だ。

特許技術の移転を受けた中小企業は、中小企業庁が支援する移転技術開発事業に参加し、事業化に向けた追加 R&D の支援が受けられる。優秀な特許基盤の事業化に成功すれば、技術力の確保と収益の創出に大きく貢献するということから、その重要性が強調されている。

今後、韓国特許庁と中小企業庁は、「特許技術移転ロードショー」定例化を模索するなど、大学・公的研究機関の優秀な特許技術が自国の中小企業に移転され、事業化に成

功できるよう、一層の協力を行う予定だという。

韓国特許庁は、大学・公的研究機関の技術事業化協力ネットワーク「R&D-IP 協議会」及び韓国特許庁のファンド・オブ・ファンズを運営する 25 の投資家の集まり「知識財産投資協議会」を通じて技術移転企業を支援する計画で、中小企業庁は、技術補償基金を通じて移転技術の開発事業が完了された課題については、技術性・市場性・事業性審査の単純化などの事業化保証連携も迅速に支援する計画だ。

2-6 特許情報の開放・活用に向けた諮問委員会の発足式を開催

韓国特許庁(2013. 11. 27)

韓国特許庁は、知財情報の開放と活用に関する諮問委員会を発足し、その発足式を 27 日に開催した。

諮問委員会は、政府 3.0 政策諮問委員 3 名(教授 2 名、協会 1 名)、知財情報サービス会社 5 名、DB 流通会社 1 名、公共機関 1 名など計 10 名で構成されていて、今後 1 年間、特許庁の公共データの開放政策に国民の声を反映する。

韓国特許庁は現在、自国の特許、実用新案、商標、デザインなどの基本特許情報をはじめとする 11 種の DB だけでなく、対民普及ライセンスを獲得した欧州、米国などの海外特許情報までを開放対象に拡大しており、今後、民間の需要の高いデータを選定して追加開放する計画だ。

このように諮問委員会は、政府 3.0 に基づいて民間に提供する公共データの開放リストの適切性、開放の優先順位、活用度の向上策、データの品質確保策など、公的データの開放政策における全体的な諮問を行う。

この場でキム・ヨンミン長官は、「政府 3.0 という政府運営のパラダイムが掲げられる前から特許庁は、すでに知的財産をリードする部署として知識財産情報の開放及び活用の促進に向けて持続的に取組んできたが、ここで満足せず、追加のデータ開放に向けて取組んでまいりたい」と述べ、諮問委員に対し積極的な協力を求めた。

この日の行事では、そのほかにも、韓国特許庁が進めてきた政府 3.0 に基づく公共データ開放政策と、今後の政策のあり方、実際に特許庁が提供するデータを活用して製品を発売した民間の成功事例を共有することとした。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 台湾のスマホレンズメーカーがサムスンの特許侵害で告訴

電子新聞(2013. 11. 20)

スマートフォン 117 カメラレンズの専門メーカーである台湾のラカン精密が、サムスン電子を相手に特許侵害の訴訟を提起したと台湾の工商時報が 20 日に報道した。

ラカン精密は、サムスンギャラクシーノート 2 の製品に使用されるレンズが、レンズの配列、イメージキャプチャー、薄いレンズシステムなど自社の 6 項目と関連する特許を侵害したと主張し、最近米国のカルフォルニア州連邦地方裁判所に訴状を提出した。

ラカン精密は、世界のスマートフォンカメラレンズ市場の 20%以上を占有している企業であり、サムスン電子だけではなくアップル、ソニー、HTC、Huawei などにも製品を納品している。ラカン精密はサムスンに損害賠償も要求しているが請求金額は公開しなかった。

3-2 サムスン、特許侵害損害賠償の裁判の中止を要請

デジタルタイムズ(2013. 11. 21)

サムスン電子は裁判所に対し、陪審員の評議が進められている特許侵害損害賠償の裁判中止を要請した。

サムスン電子側の弁護士は、米国時間の 20 日、裁判が開かれている米カリフォルニア連邦地方裁判所サンノゼ地裁に対し、こうした内容の申請を提出した。

サムスンは、この日、裁判で扱われる米国特許第 7,844,915 号(いわゆる「915」特許)の全ての請求項に対し、同日米国特許商標庁(USPTO)が無効判定を下したことを根拠に裁判の中止を要請した。

サムスンは、「USPTO の決定により、特許が(最終的に)無効となる場合、陪審員が評決を下しても意味がなくなる可能性がある。この場合、裁判を続けるのはリソースの無駄になる」と説明した。

915 特許は、今回、再算定の裁判でアップルが損害賠償請求額の 4 分の 1(1 億 1 千 400 万ドル)である「失われた利益」の根拠としている事項だ。

すなわち、たとえ、915 特許が法律的に無効となれば、アップルの損害賠償請求の根拠もなくなってしまふ。

ただし、USPTO の無効判定が直ちに法律上の特許無効とつながることではなく、前例から判断すると、今後の異議申し立てや裁判を通じて覆される場合も少なくない。

サムスンは、現在進行中の陪審員評議の途中、裁判を中断する案と、陪審員が評決を下したあと、裁判の手続きを中断する案の 2 案の裁判所に要請した。

これに対し、アップルは、同日に答弁することとした。この陪審員は、19 日、両者の最後陳述を聞いた後、評議に着手し、20 日の午後 2 時 30 分まで評議を行っている。

アップルは、今回の再算定裁判において 3 億 7978 万ドルを要求し、サムスン電子は、5270 万ドルが適切な損害賠償額だと主張している。

今回の裁判は、昨年 8 月、陪審員がサムスンに 10 億 5500 万ドルの賠償を命じたが、その後、計算の法理的な矛盾が発見されたことによるものだ。コー・ルシ裁判官は、当初の評決の中で 6 億 4000 万ドルだけを確定し、残りを再算定するため、12 日、新たに陪審員を選んで裁判を再開した。

<キム・ユジョン記者>

3-3 サムスン電子に 3080 億ウォンの賠償命令…陪審員評決

電子新聞(2013. 11. 22)

サムスン電子とアップルの特許侵害損害賠償の再算定裁判に関連し、3080 億ウォンの賠償を命じる陪審員の評決が出された。

21 日、米カリフォルニア北部連邦地方裁判所サンノゼ支院で開かれた賠償額の再算定裁判で陪審員は、サムスン電子に対し、追加賠償額として 2 億 9000 万ドルを算定した。

当初の賠償額 4 億 1000 万ドルよりは若干減少したが、サムスン電子が主張した賠償額 5270 万ドルよりははるかに高い金額で、アップルが主張した賠償額 3 億 7978 万ドルに近い結果となった。

今回の再算定裁判で評決が出された賠償額と、3 月の判決で確定された賠償額を合わせると、サムスン電子の賠償額が計 9 億 3000 万ドルとなる。

サムスン電子は、第 3 四半期の IM(IT モバイル)部門の営業利益が 6 兆 7000 億ウォンだったため、損害賠償額が最終確定されても打撃は大きくない。

アップルは、裁判の結果について、「アップルとしては、今回の訴訟は、特許やお金の問題ではなく、イノベーションと人々に愛される製品を開発するための努力の問題だった。こうした価値に値札をつけることは不可能だが、われわれは、陪審員が「模倣した方がお金がかかる」という事実をサムスンに突きつけたことに対し感謝する」とコメントした。

サムスン電子は、今回の評決が米国特許庁(USPTO)で無効と決定された特許に基づいて行われたとして法的対応を取る方針だ。

サムスン電子は、「米国特許庁が無効と判断した特許を主な根拠にした今回の評決は非常に遺憾であり、今後、異議申し立てと告訴を通じて対応する方針だ」として、「サムスン電子は、持続的な核心を通じて、業界の発展に貢献し、世界の顧客から愛される製品と技術を開発していく構えだ」と述べた。

<クォン・コンホ記者>

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 韓国最大の偽造医薬品販売業者が逮捕

韓国特許庁(2013. 11. 22)

韓国で偽造商品の捜査を始めて以来の史上最大数量と金額のバイアグラやシアリスなど偽造 ED 治療薬の販売業者が逮捕された。

韓国特許庁商標権特別司法警察は、バイアグラ、シアリスなど、有名 ED 治療薬の偽

造薬を販売した疑いで中国系韓国人ジョン氏(女性、42歳)と、国内送達を担当していたジョン氏の兄を商標法違反で逮捕し、共犯のジョン氏の夫ジョン氏(52歳)と、ジョン氏の妹(49歳)を同じ疑いで逮捕したと22日に発表した。

商標権特別司法警察は、今年の5月から捜査に着手し、粘り強く捜査を行った結果、4日、保管倉庫で販売していたバイアグラ、シアリス、レビトラなどの偽造ED治療薬37万錠、包装容器、使用説明書など、計58万個(正品価格371億ウォン)を押収した。

拘束されたジョン氏家族は、今年の初めから最近まで、一般家庭を装った倉庫でバイアグラをはじめ、シアリスやレビトラ、韓国製のED治療薬まで、計4種類のED治療薬とダイフルカンなど、370億ウォンの偽造医薬品を違法で流通させてきた。韓国製のED治療薬を偽造して販売した事例は珍しく、韓国製の人気を裏付けていると分析される。

韓国特許庁によると、ジョン氏らは、中国から密搬入した材料を、包装機械まで備えて錠の形や色、包装箱に付着させるホログラム処理まで正品と同じく包装・製造して流通させていたという。

さらに、商標権特別司法警察は、配送を担当するジョン氏の兄を逮捕した後、背後の組織を摘発するため、ジョン氏の行状及び周辺人物を調べていたところ、国内の販売を担当する容疑者とその夫のジョン氏などを商標法違反の疑いで追加逮捕できた。中国などにさらなる背後組織があると判断し、追跡捜査を続けるという。

一方、商標権特別司法警察隊のパン・ヒョンギ大將は、「今回の事件は、我が国の関連事件の捜査史上における最大規模であった。成分の含量がはっきりしていない偽者の医薬品を服用すると、健康に大きな害が生じるか、命を脅かしかねない。今後、国民の健康と衛生など、生活に直結している模倣商品の取り締まりに捜査力を集中していきたい」と述べた。

4-1 画面の中のデザインも権利になる

韓国特許庁(2013.11.26)

画面の中のデザインも権利となる。

最近、韓国はスマートフォン普及率世界1位を占め、IT大国として浮上しているが、画像デザインの出願も大きく増加している。

2012年は、サムスンとアップルのスマートフォン関連の侵害訴訟において「アイコン」が主な 이슈として取り上げられ、ディスプレイに表現される画像デザインに関心が集中した。その影響で関連業界を中心に画像デザイン出願が大きく増加している。

画像デザインは、パソコン、ゲーム機、携帯電話、テレビなどのディスプレイに表示されるGUI(Graphic User Interface)、スクリーンセーバー、アプリケーションのアイコン、グラフィックイメージなどをデザイン権利として認める特別な制度として、2003年度に導入された。

韓国特許庁によると、画像デザインの出願件数は、今年だけでも 1784 件(9 月末現在)と、前年同期比 1159 件(54%増加)をはるかに上回っていて、2012 年 1732 件と、前年(774 件)より 123%増加し、最近 5 年間の画像デザイン出願の平均増加率 17%と比較して「爆発的」に増加したといえる。

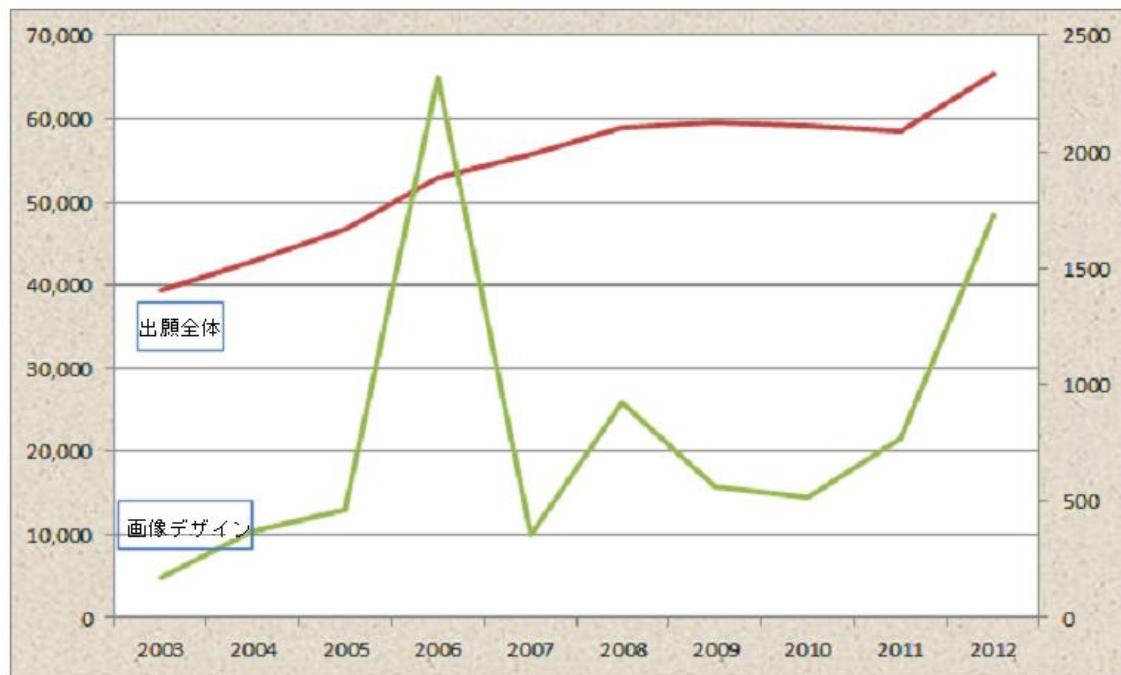
2003 年の制度施行以来、2013 年 9 月まで出願された計 9971 件の画像デザインを物品別に分析すると、「モニター、テレビ、ナビゲーションなどの音声及び映像機器類」が 5496 件(55.1%)で半分以上を占め、「ノートパソコン、PDA などの携帯用端末機類」が 2273 件(22.8%)で 2 位、「携帯電話など通信機械類」は 1511 件(15.2%)で 3 位となった。そのほか、自動車用のディスプレイ部(139 件)が 4 位、冷蔵庫などの厨房家電のディスプレイ部(126 件)が 5 位となっている。

多出願企業別に分析すると、サムスン電子(1740 件)、マイクロソフト(1050 件)、アップル(762 件)、LG 電子(371 件)、(株)SK テレシス(152 件)、ネイバー(113 件)と順となっていて、10 件以上出願した個人の出願人は 10 人弱となった。

複合デザイン審査チームのソン・ビョンジュチーム長は、「画像デザインは、情報通信技術の発達にともなう新たな形のデザイン権利の保護領域として、従来の物品の外見(全体的な形状及び形)を保護することとは違って、様々な情報機器の映像表示部に表現された創作的なイメージを権利として保護する制度であるため、国内の産業財産権の競争力を確保するには、中小企業及び個人の出願人も画像デザインに一層の関心を持って出願を増やしていく必要があり、特許庁も同じ考え方に基づいて、画像デザインの出願方法などの広報を強化していく考えだ」と述べた。

<表 1>年度別における画像デザインの出願の動き

区分	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013.9 現在	合計
出願 全体	3934 6	4287 9	4661 5	5287 9	5566 2	5891 2	5953 7	5920 4	5857 1	6524 6	49663	588 514
画像 デザ イン	171	371	465	2316	358	924	562	518	774	1728	1784	997 1

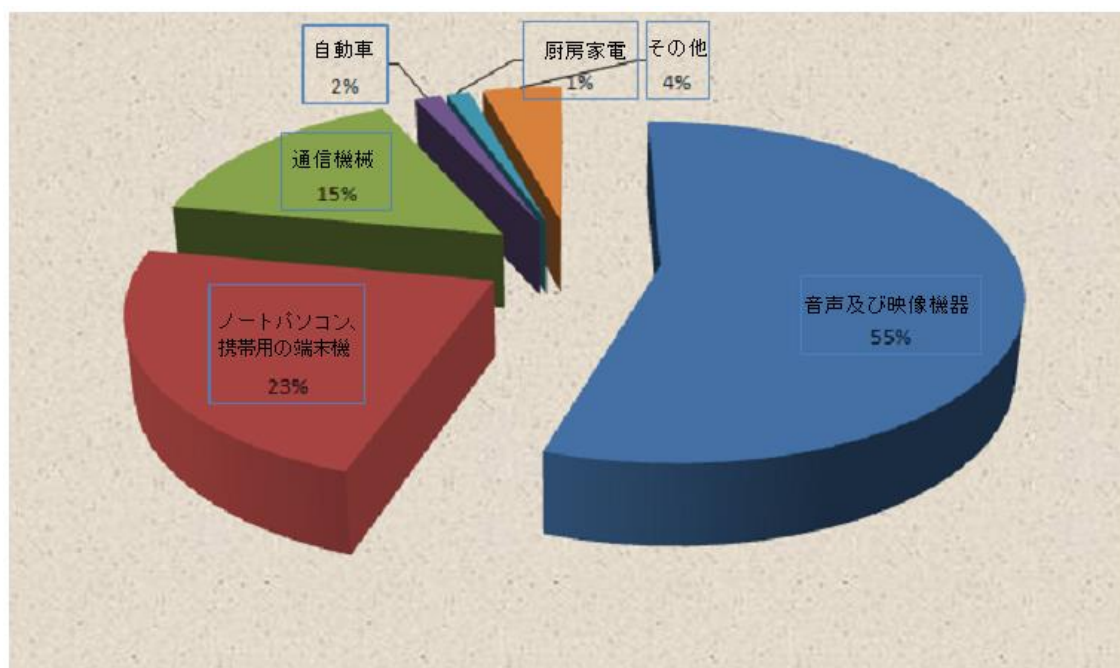


*2006 年は、個人出願人一人が 1945 件を大量出願したことに起因する(映像機器類・コンピュータモニター)

<表 2> 物品別の画像デザイン出願の現状

年度 物品別	2003～2010	2011	2012	2013.9	合計
音声、映像機器類(モニター、テレビなど)	3821	285	781	609	5496
携帯用の端末機類(ノートパソコン、PDA など)	555	298	613	807	2273
通信機械類(携帯電話など)	1032	102	195	182	1511
自動車類(インパネなど)	89	10	15	25	139
厨房家電類	40	19	26	41	126

(冷蔵庫、オープンなど)					
その他	148	60	98	120	426
合計	5685	774	1728	1784	9971
増減(%)			123.2	3.2	



その他一般

5-1 韓国特許情報院が分離される

電子新聞(2013. 11. 20)

韓国特許情報院が来年の1月に2機関に完全分離される。18日の特許庁発表によると、参加機関の特許情報院とその付設の特許情報振興センターを独立機関として分離する案を推進している。

この2年間、「一つ屋根の下に2つの家族」のように存在してきた特許情報院は、非常識的な職制のため、見直しの必要性が提起されていた。問題は、業務の性格が根本的に異なる組織を一つ屋根の下に置いていたことだ。両機関は、業務の性格が異なるうえ、付設機関の特許情報振興センターの組織や規模が特許情報院より大きく、「ねじれ」となっているという指摘が適されていた。

特許情報院は、特許庁所属の産業財産権専門機関として、2001年独立法人に設立された。この10年間、特許ネットサービスやデータ管理センター、特許文書電子化センターなどを運営し、特許情報検索サービス、韓国特許の英文抄録DB構築など、先進的な特許行政の支援のため様々な取り組みを行ってきた。

特許情報振興センターは、2年前の2011年7月、特許情報院から組織が分離され、特許庁の選考技術調査機関として運営された。付設機関の特許情報振興センターは、選考技術調査の業務量がかさみ、機関の予算規模が年間500億ウォン、職員は670にのぼるほどの巨大機関として成長した。両機関は、表面上では特許情報院という名前で束ねられていたが、組織と事業のシステムは完全分離されていた。

特許庁は、職制の見直しを通じて、特許情報振興センターを特許情報院に格上げする一方、これまで「頭脳」の役割をしてきた特許情報院は、新たな機関として独立させ、機関名称を変える予定だ。新しい名称はまだ決まっていない。特許庁は、職制の見直しを通じて来年1月から両機関として完全分離する方針だ。情報顧客支援局のイ・テグン局長は、「両機関は、これまでは一つ屋根の下に存在していたが、業務の性格が完全に異なっていて、職制の見直しが求められていた。職制が見直されれば、現在より専門的で独立的に業務ができるだろう」とコメントした。

<シン・ソンミ記者>

5-2 弁理司会、「特許弁護士制度は知財権紛争の先進かに逆行」

電子新聞(2013.11.21)

「特許弁護士」制度の導入が混乱をきたしかねないとして、弁理士側が強く反発している。

大韓弁理司会は、21日の声明書を通じて、最近、国家知識財産委員会が発表した特許弁護士制度の導入を内容とする「特許訴訟代理の専門性強化策」について、知的財産権のトラブル解決の先進化という根本の趣旨からかけ離れていると批判した。知財委の案では、問題を解決できないだけでなく、深刻な誤認と混同が生ずる恐れがあるという懸念だ。

知財委は、特許訴訟制度の先進化策の一つとして弁理士の特許侵害訴訟への参加(弁理士の特許訴訟代理権)について議論しており、13日、今後3年以内に特許弁護士制度の導入することに合意したと発表した。

改正案は、弁理士が法廷に参加できず、特許技術を理解していない代理人に弁理士が専門知識を傍聴席から伝えなければならない現実を解消してほしいという要望からスタートした。

しかし、知財委の発表内容には、「弁理士の特許侵害訴訟参加研究」というあいまいな文章に表現されていて、その後ろに弁理士の「特許弁護士」資格の取得に関する内容だけを提示したと批判している。

さらに、知財委の発表内容には、現在、韓国の知的財産権専門資格士の制度として50年以上構築されてきた弁理士制度の存在そのものを否定し、同じ概念の特許弁護士制度の導入を明示しており、市場の混乱を極めるばかりだという予想を提起した。

知財委が明記した米国流の「特許弁護士(Patent Attorney)」は、すでに韓国の特許裁判所と最高裁で訴訟代理人の業務を遂行する弁理士と同じものだという。実際、米韓FTAの合意案にも、韓国国内の弁理士を「Patent Attorney」と表記している。

とくに、知財委が提示した法科大学院と連携した特許弁護士制度の導入は、理系大学出身の志願者減少と、極少数の知財権選択によって効果的な講義環境が期待できない法科大学院の教育現実を考えると、逆に韓国の特許紛争解決制度を後退させると懸念を示した。

弁理司会は、「知財委の一方向的な考えが細部推進計画に言及されたことで、弁理士をはじめ、多くの法律消費者に混同を与えている。特許弁護士制度の導入ではなく、弁理士に特許訴訟代理権を与えて特許侵害訴訟代理人の専門性強化を図るべきだ」と主張した。

<ホン・キボム記者>

5-3 サムスンのユン・ブグン社長「特許訴訟は非生産的な革新」

デジタルタイムズ(2013.11.27)

最近訴訟を放棄したダイスンに向かってサムスン電子が注意をした。

ユン・ブグンサムスン電子 CE 部門長(社長)は27日の午前、ダイスンとの特許訴訟と関連した記者団の質問に対し、「最も非生産的な革新が特許訴訟だ」と述べた。

ダイスンは、去る8日末にサムスン電子のプレミアム掃除機「モーションシンク」が自社のシリンダー掃除機のホイールの回る特許を侵害したと訴訟を提起した。この特許は掃除機の方角転換と移動性を強化する部分である。これに対しサムスン電子は、自社が独自に開発したモーションシンク技術であり、ダイスンが保有した特許と異なると対応してきた。

だが、去る11日にダイスンは裁判所に訴訟中止申請書を提出した。これは、サムスンが裁判所に提出した特許技術無効資料を提出したところ、勝訴可能性が低いと判断したものと考えられる。

ダイスは自ら負けを認めたが、サムスンは関連訴訟を継続していく方針である。サムスンはダイスンが提起した訴訟により受けたブランドイメージの墜落、販売損失規模、訴訟費用などについて損害賠償の請求訴訟を提起することを検討している。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム